

(新)

横須賀都市計画地区計画の変更（横須賀市決定）

都市計画衣笠町地区地区計画を次のように変更する。

名 称	衣笠町地区地区計画
位 置	横須賀市衣笠町及び大矢部5丁目
面 積	約 6. 4 ha
区域の整備・	<p>衣笠町地区は本市の南西部、JR 横須賀線衣笠駅の南約 2.2 キロメートルに位置する自然環境豊かな丘陵地にあり、自動車専用道路横浜横須賀道路衣笠インターチェンジからは 0.5 キロメートルにあるほか、周辺には地域間を連携する幹線道路が整備されているなど道路交通に至便な地域に位置しており、計画的な市街地環境の整備が見込まれている地区である。</p> <p>また、本地区のまちづくりの理念は、自然環境が豊かで交通至便な立地特性を活かした健康型レジャー施設、スポーツ・レクリエーション施設、高齢者福祉施設等で構成される複合型健康福祉施設の拠点を、周辺の自然環境との調和を図って計画的に整備することにある。</p> <p>したがって本地区は、この理念に則して緑豊かで良好な市街地環境が形成されるよう、次に掲げる土地利用、地区施設及び建築物等の整備の方針のもとにまちづくりを適正に誘導するとともに、形成された良好な市街地環境を維持、保全することを目標とする。</p>
開発及び保全の方針	<p>1 周辺の自然環境と調和した良好な都市環境を有する複合型健康福祉施設の拠点が形成されるよう、地区全体を3地区に区分し、次のように土地利用を図る。</p> <p>(1)健康施設地区 健康型レジャー施設、スポーツ・レクリエーション施設等で構成される街区の形成を図る。</p> <p>(2)福祉施設地区 高齢者を対象とした各種福祉施設、医療関連施設等で構成される街区の形成を図る。</p> <p>(3)管理施設地区 健康施設地区及び福祉施設地区の各種業務を支援する管理事務所、施設従業者等を対象とした生活利便施設及び住宅等で構成される街区の形成を図る。</p> <p>2 各宅地は、地区の特性に応じて適正な規模が確保されるよう整備するほか、整備後は無秩序な区画の細分化や著しい土地の改変を行うことなく宅地利用するよう維持、保全を図る。</p> <p>3 地区内には、円滑な交通に寄与し、防災に配慮した道路を整備するほか、地区内及び周辺地域住民の居住環境に寄与する緑地を適正な配置、規模で整備し、整備後はこれらの機能が損なわれないよう維持、保全を図る。</p> <p>地区内に骨格的道路を地区施設に指定し、適正な整備を誘導するとともに、整備後はこの機能が損なわれないよう維持、保全を図る。</p>

(旧)

横須賀都市計画地区計画の変更（横須賀市決定）

新旧対照表

都市計画衣笠町地区地区計画を次のように変更する。

名 称	衣笠町地区地区計画
位 置	横須賀市衣笠町及び大矢部5丁目
面 積	約 6. 4 ha
区域の整備・	<p>衣笠町地区は本市の南西部、JR 横須賀線衣笠駅の南約 2.2 キロメートルに位置する自然環境豊かな丘陵地にあり、自動車専用道路横浜横須賀道路衣笠インターチェンジからは 0.5 キロメートルにあるほか、周辺には地域間を連携する幹線道路が整備されているなど道路交通に至便な地域に位置しており、計画的な市街地環境の整備が見込まれている地区である。</p> <p>また、本地区のまちづくりの理念は、自然環境が豊かで交通至便な立地特性を活かした健康型レジャー施設、スポーツ・レクリエーション施設、高齢者福祉施設等で構成される複合型健康福祉施設の拠点を、周辺の自然環境との調和を図って計画的に整備することにある。</p> <p>したがって本地区は、この理念に則して緑豊かで良好な市街地環境が形成されるよう、次に掲げる土地利用、地区施設及び建築物等の整備の方針のもとにまちづくりを適正に誘導するとともに、形成された良好な市街地環境を維持、保全することを目標とする。</p>
開発及び保全の方針	<p>1 周辺の自然環境と調和した良好な都市環境を有する複合型健康福祉施設の拠点が形成されるよう、地区全体を3地区に区分し、次のように土地利用を図る。</p> <p>(1)健康施設地区 健康型レジャー施設、スポーツ・レクリエーション施設等で構成される街区の形成を図る。</p> <p>(2)福祉施設地区 高齢者を対象とした各種福祉施設、医療関連施設等で構成される街区の形成を図る。</p> <p>(3)管理施設地区 健康施設地区及び福祉施設地区の各種業務を支援する管理事務所、施設従業者等を対象とした生活利便施設及び住宅等で構成される街区の形成を図る。</p> <p>2 各宅地は、地区の特性に応じて適正な規模が確保されるよう整備するほか、整備後は無秩序な区画の細分化や著しい土地の改変を行うことなく宅地利用するよう維持、保全を図る。</p> <p>3 地区内には、円滑な交通に寄与し、防災に配慮した道路を整備するほか、地区内及び周辺地域住民の居住環境に寄与する緑地を適正な配置、規模で整備し、整備後はこれらの機能が損なわれないよう維持、保全を図る。</p> <p>地区内に骨格的道路を地区施設に指定し、適正な整備を誘導するとともに、整備後はこの機能が損なわれないよう維持、保全を図る。</p>

(新)

(旧)

区域の整備・開発及び び保全の方針	複合型健康福祉施設の拠点が形成されるよう、適正に開発行為及び建築行為等を規制、誘導するため、各地区ごとに建築物の用途、敷地面積の最低限度、壁面の位置に制限等を定め、次のように建築物等の整備を図るとともに、形成された良好な市街地環境の維持、保全を図る。 <ol style="list-style-type: none"> 1 健康施設地区 健康型レジャー施設、スポーツ・レクリエーション施設等の建築物の建築を誘導し、周辺環境と調和した良好な街区の整備を図る。 2 福祉施設地区 各種高齢者福祉施設、医療関連施設等の建築物の建築を誘導し、閑静で潤いがあり、周辺環境と調和した良好な街区の整備を図る。 3 管理施設地区 健康施設地区及び福祉施設地区の各種業務を支援する管理事務所、施設従事者等を対象とした生活利便施設及び住宅等の建築物の建築を誘導し、周辺環境と調和した良好な街区の整備を図る。 <p>なお、建築物の屋根及び外壁の意匠、色彩は、良好な市街地環境の形成にふさわしい色合いのものとし、原色を避けるものとする。また、工作物、屋外広告物等は、意匠、色彩、設置場所について周辺への景観的調和に配慮するものとする。</p>
	複合型健康福祉施設の拠点が形成されるよう、適正に開発行為及び建築行為等を規制、誘導するため、各地区ごとに建築物の用途、敷地面積の最低限度、壁面の位置に制限等を定め、次のように建築物等の整備を図るとともに、形成された良好な市街地環境の維持、保全を図る。 <ol style="list-style-type: none"> 1 健康施設地区 健康型レジャー施設、スポーツ・レクリエーション施設等の建築物の建築を誘導し、周辺環境と調和した良好な街区の整備を図る。 2 福祉施設地区 各種高齢者福祉施設、医療関連施設等の建築物の建築を誘導し、閑静で潤いがあり、周辺環境と調和した良好な街区の整備を図る。 3 管理施設地区 健康施設地区及び福祉施設地区の各種業務を支援する管理事務所、施設従事者等を対象とした生活利便施設及び住宅等の建築物の建築を誘導し、周辺環境と調和した良好な街区の整備を図る。 <p>なお、建築物の屋根及び外壁の意匠、色彩は、良好な市街地環境の形成にふさわしい色合いのものとし、原色を避けるものとする。また、工作物、屋外広告物等は、意匠、色彩、設置場所について周辺への景観的調和に配慮するものとする。</p>

(新)

(旧)

地区施設の配置及び規模		道 路	幅員 11.0m 延長約 170m 幅員 9.0m 延長約 180m		
地区の区分	地区の名称	健康施設地区	福祉施設地区	管理施設地区	
	地区の面積	約 1.0 ha	約 5.0 ha	約 0.4 ha	
建築物等に備ずる計画項目	建築物等の用途の制限	<p>1 次の各号に掲げる建築物及びこれらに附属する建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) ホテル、旅館及び公衆浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業（以下「店舗型性風俗特殊営業」という。）の用に供するものを除く。）</p> <p>(2) 体育室、スポーツ施設その他これらに類するもの</p> <p>(3) 主たる用途が前 2 号に掲げるもので次に掲げる用途に供するもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する風俗営業（以下「風俗営業」という。）及び店舗型性風俗特殊営業の用に供するものを除く。）</p> <p>ア 店舗で床面積の合計が 1,500 m²以内のもの</p> <p>イ 飲食店で床面積の合計が 1,500 m²以内のもの</p> <p>ウ カラオケボックスその他これらに類するもので床面積の合計が 500 m²以内のもの</p> <p>(4) 研修所</p> <p>(5) 会議場及び集会場</p> <p>(6) 診療所</p> <p>(7) 巡査派出所、公衆電話所及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 130 条の 4 第 3 号から第 5 号に掲げるもの（以下「公益上必要な建築物」という。）</p>	<p>1 次の各号に掲げる建築物及びこれらに附属する建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 共同住宅又は寄宿舎</p> <p>(3) 次に掲げる用途に供するもの（風俗営業及び店舗型性風俗特殊営業の用に供するものを除く。）</p> <p>ア 店舗で床面積の合計が 500 m²以内のもの</p> <p>イ 飲食店で床面積の合計が 500 m²以内のもの</p> <p>ウ カラオケボックスその他これらに類するもので床面積の合計が 500 m²以内のもの</p> <p>(3) 研修所</p> <p>(4) 主たる用途が前 3 号に掲げるもので事務所（床面積の合計が 500 m²以内のものに限る。）の用に供するもの</p> <p>(5) 公益上必要な建築物</p>	<p>1 次の各号に掲げる建築物及びこれらに附属する建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 共同住宅又は寄宿舎</p> <p>(3) 次に掲げる用途に供するもの（風俗営業及び店舗型性風俗特殊営業の用に供するものを除く。）</p> <p>ア 店舗で床面積の合計が 500 m²以内のもの</p> <p>イ 飲食店で床面積の合計が 500 m²以内のもの</p> <p>ウ カラオケボックスその他これらに類するもので床面積の合計が 500 m²以内のもの</p> <p>(3) 研修所</p> <p>(4) 主たる用途が前 3 号に掲げるもので事務所（床面積の合計が 500 m²以内のものに限る。）の用に供するもの</p> <p>(5) 公益上必要な建築物</p>	<p>2 建築物の敷地が地区区分の 2 以上にわたるときの建築物は、建築物又は建築物の部分が存する地区的区分による建築物の用途の制限によるものとする。</p>
	建築物の敷地面積の最低限度	公益上必要な建築物以外の用途に供する建築物の敷地は、3,000 m ² とする。ただし、研修所及び診療所の用途に供する建築物の敷地は 1,000 m ² とする。	1,000 m ² 。ただし、公益上必要な建築物については、この限りでない。	150 m ² 。ただし、長屋及び共同住宅の用途に供する建築物の敷地にあっては、150 m ² 以上で、かつ、住戸数に 50 m ² を乗じたもの以上とする。	

地区施設の配置及び規模		道 路	幅員 11.0m 延長約 170m 幅員 9.0m 延長約 180m		
地区の区分	地区の名称	健康施設地区	福祉施設地区	管理施設地区	
	地区の面積	約 1.0 ha	約 5.0 ha	約 0.4 ha	
建築物等に備ずる計画項目	建築物等の用途の制限	<p>1 次の各号に掲げる建築物及びこれらに附属する建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) ホテル、旅館及び公衆浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業（以下「店舗型性風俗特殊営業」という。）の用に供するものを除く。）</p> <p>(2) 体育室、スポーツ施設その他これらに類するもの</p> <p>(3) 主たる用途が前 2 号に掲げるもので次に掲げる用途に供するもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する風俗営業（以下「風俗営業」という。）及び店舗型性風俗特殊営業の用に供するものを除く。）</p> <p>ア 店舗で床面積の合計が 1,500 m²以内のもの</p> <p>イ 飲食店で床面積の合計が 1,500 m²以内のもの</p> <p>ウ カラオケボックスその他これらに類するもので床面積の合計が 500 m²以内のもの</p> <p>(4) 研修所</p> <p>(5) 会議場及び集会場</p> <p>(6) 診療所</p> <p>(7) 巡査派出所、公衆電話所及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 130 条の 4 第 3 号から第 5 号に掲げるもの（以下「公益上必要な建築物」という。）</p>	<p>1 次の各号に掲げる建築物及びこれらに附属する建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 共同住宅又は身体障害者福祉ホーム、老人福祉センター、介護老人保健施設（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 28 項に規定するものをいう。）その他これらに類するもの</p> <p>(3) 主たる用途が前 2 号に掲げるもので次に掲げる用途に供するもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する風俗営業（以下「風俗営業」という。）及び店舗型性風俗特殊営業の用に供するものを除く。）</p> <p>ア 店舗で床面積の合計が 1,500 m²以内のもの</p> <p>イ 飲食店で床面積の合計が 1,500 m²以内のもの</p> <p>ウ カラオケボックスその他これらに類するもので床面積の合計が 500 m²以内のもの</p> <p>(3) 研修所</p> <p>(4) 主たる用途が前 3 号に掲げるもので事務所（床面積の合計が 500 m²以内のものに限る。）の用に供するもの</p> <p>(5) 診療所</p>	<p>1 次の各号に掲げる建築物及びこれらに附属する建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 共同住宅又は身体障害者福祉ホーム、老人福祉センター、介護老人保健施設（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 28 項に規定するものをいう。）その他これらに類するもの</p> <p>(3) 次に掲げる用途に供するもの（風俗営業及び店舗型性風俗特殊営業の用に供するものを除く。）</p> <p>ア 店舗で床面積の合計が 500 m²以内のもの</p> <p>イ 飲食店で床面積の合計が 500 m²以内のもの</p> <p>ウ カラオケボックスその他これらに類するもので床面積の合計が 500 m²以内のもの</p> <p>(3) 研修所</p> <p>(4) 主たる用途が前 3 号に掲げるもので事務所（床面積の合計が 500 m²以内のものに限る。）の用に供するもの</p> <p>(5) 診療所</p>	<p>2 建築物の敷地が地区区分の 2 以上にわたるときの建築物は、建築物又は建築物の部分が存する地区的区分による建築物の用途の制限によるものとする。</p>
	建築物の敷地面積の最低限度	公益上必要な建築物以外の用途に供する建築物の敷地は、3,000 m ² とする。ただし、研修所及び診療所の用途に供する建築物の敷地は 1,000 m ² とする。	1,000 m ² 。ただし、研修所及び診療所の用途に供する建築物の敷地は 1,000 m ² とする。	150 m ² 。ただし、長屋及び共同住宅の用途に供する建築物の敷地にあっては、150 m ² 以上で、かつ、住戸数に 50 m ² を乗じたもの以上とする。	

(新)

(旧)

整備する計画	地に關す る計事	建築物の壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から道路境界線（隅切部分を除く。以下同じ。）までの距離は3m以上とし、隣地境界線までの距離は1.5m以上とする。ただし、外壁等の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 公益上必要な建築物及びこれに附属するもの (2) 公益上必要な建築物以外の建築物に附属する物置、電気室、機械室、自動車車庫その他これらに類する附属建築物で、当該外壁等の敷地境界線（道路境界線における隅切部分を除く。）からの後退距離が1m以上であるもの (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第44条第1項第4号に規定するもの (4) 渡り廊下その他これに類するもの <p>外壁等の面から道路境界線までの距離は1m以上とし、隣地境界線までの距離は0.5m以上とする。ただし、外壁等の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 物置その他これに類する用途に供する附属建築物で、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5m²以内であるもの (2) 附属建築物の自動車車庫で、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が6.75m²以内であるもの
		建築物等の高さの最高限度	地盤面から25mとする。
		建築物等の形態又は意匠の制限	傾斜地又は擁壁面に張り出した形態の架台その他これに類するものは、設けてはならない。
		垣又はさくの構造の制限	<p>建築物に附属するへい又は門（門柱は除く。以下「へい等」という。）で道路に面するものは、網状その他これに類する形状で当該へい等を設ける地盤面からの高さを1.5m以下としたもの又は生垣とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 公園、テニスコート、運動場その他これらに類する土地の周囲に設けるへい等で網状その他これに類する形状としたもの (2) ごみ集積場の周囲に設けるもの <p>へい等で道路に面するものは、網状その他これに類する形状で当該へい等を設ける地盤面からの高さを1.5m以下としたもの又は生垣とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p>
		土地利用の制限	現存する樹林地、草地等で良好な居住環境の確保に必要なもの保全を図るための制限
			良好な住環境の確保に必要な現に存する樹林地及び草地等を保全する。ただし、防災上又は公益上やむを得ない行為は、この限りでない。

「区域、地区の区分、地区施設及び保全すべき樹林地、草地の配置は、計画図表示のとおり。」

建築物の壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から道路境界線（隅切部分を除く。以下同じ。）までの距離は3m以上とし、隣地境界線までの距離は1.5m以上とする。ただし、外壁等の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 公益上必要な建築物及びこれに附属するもの (2) 公益上必要な建築物以外の建築物に附属する物置、電気室、機械室、自動車車庫その他これらに類する附属建築物で、当該外壁等の敷地境界線（道路境界線における隅切部分を除く。）からの後退距離が1m以上であるもの (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第44条第1項第4号に規定するもの (4) 渡り廊下その他これに類するもの 	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から道路境界線（隅切部分を除く。以下同じ。）までの距離は1m以上とし、隣地境界線までの距離は0.5m以上とする。ただし、外壁等の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 物置その他これに類する用途に供する附属建築物で、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5m²以内であるもの (2) 附属建築物の自動車車庫で、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が6.75m²以内であるもの
建築物等の高さの最高限度	地盤面から25mとする。	地盤面から12mとする。
建築物等の形態又は意匠の制限	傾斜地又は擁壁面に張り出した形態の架台その他これに類するものは、設けてはならない。	
かき又はさくの構造の制限	<p>建築物に附属するへい又は門（門柱は除く。以下「へい等」という。）で道路に面するものは、網状その他これに類する形状で当該へい等を設ける地盤面からの高さを1.5m以下としたもの又は生垣とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 公園、テニスコート、運動場その他これらに類する土地の周囲に設けるへい等で網状その他これに類する形状としたもの (2) ごみ集積場の周囲に設けるもの 	<p>へい等で道路に面するものは、網状その他これに類する形状で当該へい等を設ける地盤面からの高さを1.5m以下としたもの又は生垣とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 公園、テニスコート、運動場その他これらに類する土地の周囲に設けるへい等で網状その他これに類する形状としたもの (2) ごみ集積場の周囲に設けるもの
土地利用の制限	現存する樹林地、草地等で良好な居住環境の確保に必要なもの保全を図るための制限	良好な住環境の確保に必要な現に存する樹林地及び草地等を保全する。ただし、防災上又は公益上やむを得ない行為は、この限りでない。

(新)

横須賀都市計画地区計画の変更（横須賀市決定）

(旧)

新旧対照表

都市計画ワイハート地区地区計画を次のように変更する。

名 称	ワイハート地区地区計画
位 置	横須賀市衣笠町字下ノ谷・字坂口・字湯屋谷・字深山・字大畑、山科台、太田和5丁目及び長坂5丁目
面 積	約 89.5 ha
区 域 の 整 備	<p>ワイハート地区は本市の西部、JR横須賀線衣笠駅の南約2キロメートル、自動車専用道路横浜横須賀道路衣笠インターチェンジからは約0.5キロメートルに位置する自然環境豊かな丘陵地にあり、周辺には地域間を連携する幹線道路が整備されているなど、三浦半島地域間の連絡交通をはじめとする広域交通に至便な地域に存しており、計画的な市街地環境の整備が見込まれている地区である。</p> <p>平成28年3月に改定された横須賀市都市計画マスターplanでは、本地区の将来都市構造の中で、「健康スポーツ拠点」、「丘陵部の研究開発・産業・文化等の交流拠点とその連携」と位置付けられている。また、地区別のまちづくり方針においても「広域交通の利便性を活かした健康スポーツ機能、工業研究業務機能や居住・文化・レクリエーション等の機能の導入を図る。」ことが位置付けられている。</p> <p>このため、本地区では、広域的道路交通網が確立している緑あふれる丘陵部の立地特性を活かし、「健康スポーツ機能」、「医療・福祉・生活文化等をはじめとする人間科学に関わる分野を中心とする先端的研究開発機能」、「工業研究業務機能」と「居住・文化・レクリエーション等の交流に資する諸機能」を、周辺の自然環境との調和を図りながら計画的に整備することとする。</p> <p>本地区計画では、緑豊かで良好な市街地環境が形成されるよう、次に掲げる土地利用及び建築物等の整備の方針のもとにまちづくりを適正に誘導するとともに、形成される良好な市街地環境を維持、保全することを目標とする。</p>
・ 開 発 及 び 土地利用の 方 针	<p>1 周辺の自然環境と調和した良好な都市環境を有する健康スポーツ機能、先端的研究開発機能、工業研究業務機能、居住・文化・レクリエーション等の諸機能を有する交流拠点が形成されるよう、地区全体を3地区に大別し、次のように土地利用を図る。</p> <p>(1) 研究施設A地区 健康スポーツに係る強化トレーニング及びレクリエーション等の環境、医療・生活文化等をはじめとする人間科学に関わる分野を主な研究・開発対象とする研究環境、工業研究業務環境、これらの環境と一体となる教育環境や研究者や施設利用者等の支援環境が形成されるよう、土地利用を適正に規制、誘導する。</p> <p>(2) 研究施設B地区 健康スポーツに係る強化トレーニング及びレクリエーション等の環境、医療・生活文化等をはじめとする人間科学に関わる分野を主な研究・開発対象とする研究環境、これらの環境を支援するため周辺地域と一体となるサービス・業務等の環境が形成されるよう、土地利用を適正に規制、誘導する。</p> <p>(3) 交流施設地区 健康スポーツに係る強化トレーニング及びレクリエーション等の環境、広域的な市民交流に寄与し、施設利用者、研究者、近隣住民の利便に優れたサービス・業務・福祉・文化・居住機能等の環境が形成されるよう、土地利用を適正に規制、誘導する。</p> <p>2 各宅地は、地区的特性に応じて適正な規模が確保されるよう整備するほか、整備後は無秩序な区画の細分化や著しい土地の改変を行うことなく宅地利用するよう維持、保全を図る。</p> <p>3 地区内には周辺の幹線道路に直結する骨格的道路を整備するとともに、円滑な交通に寄与し防災に配慮した街路等で構成される道路網を整備する。また、地区縁辺部の歩道に沿った敷地内には、歩行空間を設け、歩行者のより安全で快適な利用環境を確保し、整備後はこの機能が損なわれないよう維持、保全を図る。</p> <p>4 緑地は、地区内の緑のネットワーク及び地区外の自然緑地との連続性が確保されるよう整備するとともに、整備後はこれらの機能が損なわれないよう維持、保全を図る。</p>

都市計画ワイハート地区地区計画を次のように変更する。

名 称	ワイハート地区地区計画
位 置	横須賀市衣笠町字下ノ谷・字坂口・字湯屋谷・字深山・字大畑、山科台、太田和5丁目及び長坂5丁目
面 積	約 89.5 ha
区 域 の 整 備	<p>ワイハート地区は本市の西部、JR横須賀線衣笠駅の南約2キロメートル、自動車専用道路横浜横須賀道路衣笠インターチェンジからは約0.5キロメートルに位置する自然環境豊かな丘陵地にあり、周辺には地域間を連携する幹線道路が整備されているなど、三浦半島地域間の連絡交通をはじめとする広域交通に至便な地域に存しており、計画的な市街地環境の整備が見込まれている地区である。</p> <p>平成28年3月に改定された横須賀市都市計画マスターplanでは、本地区の将来都市構造の中で、「健康スポーツ拠点」、「丘陵部の研究開発・産業・文化等の交流拠点とその連携」と位置付けられている。また、地区別のまちづくり方針においても「広域交通の利便性を活かした健康スポーツ機能、工業研究業務機能や居住・文化・レクリエーション等の機能の導入を図る。」ことが位置付けられている。</p> <p>このため、本地区では、広域的道路交通網が確立している緑あふれる丘陵部の立地特性を活かし、「健康スポーツ機能」、「医療・福祉・生活文化等をはじめとする人間科学に関わる分野を中心とする先端的研究開発機能」、「工業研究業務機能」と「居住・文化・レクリエーション等の交流に資する諸機能」を、周辺の自然環境との調和を図りながら計画的に整備することとする。</p> <p>本地区計画では、緑豊かで良好な市街地環境が形成されるよう、次に掲げる土地利用及び建築物等の整備の方針のもとにまちづくりを適正に誘導するとともに、形成される良好な市街地環境を維持、保全することを目標とする。</p>
・ 開 發 及 び 土地利用の 方 针	<p>1 周辺の自然環境と調和した良好な都市環境を有する健康スポーツ機能、先端的研究開発機能、工業研究業務機能、居住・文化・レクリエーション等の諸機能を有する交流拠点が形成されるよう、地区全体を3地区に大別し、次のように土地利用を図る。</p> <p>(1) 研究施設A地区 健康スポーツに係る強化トレーニング及びレクリエーション等の環境、医療・生活文化等をはじめとする人間科学に関わる分野を主な研究・開発対象とする研究環境、工業研究業務環境、これらの環境と一体となる教育環境や研究者や施設利用者等の支援環境が形成されるよう、土地利用を適正に規制、誘導する。</p> <p>(2) 研究施設B地区 健康スポーツに係る強化トレーニング及びレクリエーション等の環境、医療・生活文化等をはじめとする人間科学に関わる分野を主な研究・開発対象とする研究環境、これらの環境を支援するため周辺地域と一体となるサービス・業務等の環境が形成されるよう、土地利用を適正に規制、誘導する。</p> <p>(3) 交流施設地区 健康スポーツに係る強化トレーニング及びレクリエーション等の環境、広域的な市民交流に寄与し、施設利用者、研究者、近隣住民の利便に優れたサービス・業務・福祉・文化・居住機能等の環境が形成されるよう、土地利用を適正に規制、誘導する。</p> <p>2 各宅地は、地区的特性に応じて適正な規模が確保されるよう整備するほか、整備後は無秩序な区画の細分化や著しい土地の改変を行うことなく宅地利用するよう維持、保全を図る。</p> <p>3 地区内には周辺の幹線道路に直結する骨格的道路を整備するとともに、円滑な交通に寄与し防災に配慮した街路等で構成される道路網を整備する。また、地区縁辺部の歩道に沿った敷地内には、歩行空間を設け、歩行者のより安全で快適な利用環境を確保し、整備後はこの機能が損なわれないよう維持、保全を図る。</p> <p>4 緑地は、地区内の緑のネットワーク及び地区外の自然緑地との連続性が確保されるよう整備するとともに、整備後はこれらの機能が損なわれないよう維持、保全を図る。</p>

(新)

(旧)

区域の整備・開発及び保全	建築物等の整備の方針	<p>良好な都市環境を有する健康スポーツ機能、先端的研究開発機能、工業研究業務機能や居住・文化・レクリエーション等の諸機能を有する市街地環境が形成されるよう、適正に開発行為及び建築行為を規制、誘導するため、地区ごとに建築物の用途、敷地面積の最低限度、壁面の位置等を定め、次のように建築物等の整備を図るとともに、形成される良好な市街地環境の維持、保全を図る。</p> <p>1 研究施設A地区 健康スポーツに係る強化トレーニング及びレクリエーション等の施設、医療・生活文化等をはじめとする人間科学に関わる分野を主な研究・開発対象とする研究施設、これらと関連する業務施設、医療施設、研修所、教育施設、工業研究等の諸活動を支援する環境に配慮した各種支援施設の建築を誘導する。</p> <p>2 研究施設B地区 健康スポーツに係る強化トレーニング及びレクリエーション等の施設、医療・生活文化等をはじめとする人間科学に関わる分野を主な研究・開発対象とする研究施設、これらと関連する複合型サービス・業務施設、医療施設、研修所、教育施設、研究者や施設利用者等の諸活動を支援する各種支援施設の建築を誘導する。なお、複合型業務施設は、研究施設を有する施設で、かつ、周辺の自然環境や生活環境等に環境負荷を及ぼすことが少ない施設とする。</p> <p>3 交流施設地区 健康スポーツに係る強化トレーニング及びレクリエーション等の施設、店舗、サービス施設、事務所、宿泊施設、福祉施設、居住施設、コミュニティ関連施設の建築を誘導する。</p> <p>なお、建築物の屋根及び外壁の意匠、色彩は、良好な市街地環境の形成にふさわしいものとし、特に色彩は原色を避け、彩度を抑えた色合いのものとする。また、工作物、屋外広告物等は、意匠、色彩、設置場所について周辺への景観的調和に配慮するものとする。</p>
		<p>1 風致に優れ緑豊かな市街地環境の形成を誘導するため、現に存する自然緑地の積極的な保全、緑地などの公共施設及び敷地内の緑化を推進し、これら区域内の緑地等と周辺の自然緑地が連たんする緑のネットワーク化を図る。</p> <p>2 区域内の緑被率は、地区全体で 55%以上確保されるよう緑地の整備を誘導するとともに、緑化後は適正に維持、保全を図る。</p> <p>3 建築敷地の道路沿い部分、造成法面及び計画区域境界部分は積極的に緑化を図る。</p>

区域の整備・開発及び保全	建築物等の整備の方針	<p>良好な都市環境を有する健康スポーツ機能、先端的研究開発機能、工業研究業務機能や居住・文化・レクリエーション等の諸機能を有する市街地環境が形成されるよう、適正に開発行為及び建築行為を規制、誘導するため、地区ごとに建築物の用途、敷地面積の最低限度、壁面の位置等を定め、次のように建築物等の整備を図るとともに、形成される良好な市街地環境の維持、保全を図る。</p> <p>1 研究施設A地区 健康スポーツに係る強化トレーニング及びレクリエーション等の施設、医療・生活文化等をはじめとする人間科学に関わる分野を主な研究・開発対象とする研究施設、これらと関連する業務施設、医療施設、研修所、教育施設、工業研究等の諸活動を支援する環境に配慮した各種支援施設の建築を誘導する。</p> <p>2 研究施設B地区 健康スポーツに係る強化トレーニング及びレクリエーション等の施設、医療・生活文化等をはじめとする人間科学に関わる分野を主な研究・開発対象とする研究施設、これらと関連する複合型サービス・業務施設、医療施設、研修所、教育施設、研究者や施設利用者等の諸活動を支援する各種支援施設の建築を誘導する。なお、複合型業務施設は、研究施設を有する施設で、かつ、周辺の自然環境や生活環境等に環境負荷を及ぼすことが少ない施設とする。</p> <p>3 交流施設地区 健康スポーツに係る強化トレーニング及びレクリエーション等の施設、店舗、サービス施設、事務所、宿泊施設、福祉施設、居住施設、コミュニティ関連施設の建築を誘導する。</p> <p>なお、建築物の屋根及び外壁の意匠、色彩は、良好な市街地環境の形成にふさわしいものとし、特に色彩は原色を避け、彩度を抑えた色合いのものとする。また、工作物、屋外広告物等は、意匠、色彩、設置場所について周辺への景観的調和に配慮するものとする。</p>
		<p>1 風致に優れ緑豊かな市街地環境の形成を誘導するため、現に存する自然緑地の積極的な保全、緑地などの公共施設及び敷地内の緑化を推進し、これら区域内の緑地等と周辺の自然緑地が連たんする緑のネットワーク化を図る。</p> <p>2 区域内の緑被率は、地区全体で 55%以上確保されるよう緑地の整備を誘導するとともに、緑化後は適正に維持、保全を図る。</p> <p>3 建築敷地の道路沿い部分、造成法面及び計画区域境界部分は積極的に緑化を図る。</p>

(新)

(旧)

地 区 画	地区 の 区 分	地区の 名称	研究施設 A 地区	研究施設 B 地区	交流施設地区
		地区の 面積	約 49.9ha	約 17.8ha	約 21.8ha
整 備 計 画	建 築 物 等 に 建 築 物 等 の 用 途 の 制 限 関 す る 事 項	<p>次の各号に掲げる建築物及びこれらに附属する建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 研究所又は研修所</p> <p>(2) 学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するものに限る。）</p> <p>(3) 会議場又は集会場</p> <p>(4) 店舗又は飲食店のうち建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 130 条の 5 の 3 に規定するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が 1,500 m²以内のもので、かつ、延べ面積の 2 分の 1 以上を研究所、研修所、学校、運動施設、ホテル、旅館、会議場又は集会場の用途に供するもの</p> <p>(5) 診療所又は病院</p> <p>(6) 自動車車庫</p> <p>(7) ガソリンスタンド又は水素スタンド</p> <p>(8) 工場（建築基準法施行令第 130 条の 2 の 2 に規定するものを除く。また、自動車修理工場にあっては、その用途に供する部分の床面積の合計が 300 m²以内のものに限る。）</p> <p>(9) 地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物</p> <p>(10) 研究施設を有する工場（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第 2（ぬ）項第 3 号（1）から（3）、（7）、（8）、（8 の 3）、（15）及び（20）に定めるもの、建築基準法施行令第 130 条の 2 の 2 に規定するものを除く。また、自動車修理工場にあっては、その用途に供する部分の床面積の合計が 300 m²以内のものに限る。）</p> <p>(11) 運動施設（ゴルフ練習場又はパッティング練習場を除く。）</p> <p>(12) 住宅（長屋を含む。）</p> <p>(13) 兼用住宅（建築基準法施行令第 130 条の 3 に規定するものに限る。）</p> <p>(14) ガソリンスタンド又は水素スタンド</p> <p>(15) 地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物</p> <p>(16) 公益上必要な建築物（建築基準法施行令第 130 条の 4 第 1 号、第 3 号から第 5 号及び第 130 条の 5 の 4 に規定するものに限る。）</p> <p>(17) ホテル又は旅館で、その用途に供する部分の床面積の 2 分の 1 以上を研究所、研修所、学校、運動施設、会議場又は集会場の用途に供するもの</p> <p>(18) 寄宿舎又は下宿</p> <p>(19) 創劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>(20) 事務所</p>	<p>次の各号に掲げる建築物及びこれらに附属する建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 研究所又は研修所</p> <p>(2) 図書館、博物館、美術館、公民館又は集会所</p> <p>(3) 事務所</p> <p>(4) 店舗又は飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号に規定するものを除く。）で、その用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m²以内のもの</p> <p>(5) 保育所</p> <p>(6) 公衆浴場</p> <p>(7) 診療所又は病院</p> <p>(8) 自動車車庫</p> <p>(9) 工場</p> <p>(10) ガソリンスタンド又は水素スタンド</p> <p>(11) 地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物</p> <p>(12) 公益上必要な建築物（建築基準法施行令第 130 条の 4 第 1 号、第 3 号から第 5 号及び第 130 条の 5 の 4 に規定するものを除く。）</p> <p>(13) 運動施設（ゴルフ練習場又はパッティング練習場を除く。）</p> <p>(14) 住宅（長屋を含む。）</p> <p>(15) 兼用住宅（建築基準法施行令第 130 条の 3 に規定するものに限る。）</p> <p>(16) カラオケボックスその他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m²以内のもの</p> <p>(17) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(18) 創劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>(19) 寄宿舎又は下宿</p> <p>(20) 事務所</p>	<p>次の各号に掲げる建築物及びこれらに附属する建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 研究所又は研修所</p> <p>(2) 学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するものに限る。）</p> <p>(3) 会議場又は集会場</p> <p>(4) 店舗又は飲食店のうち建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 130 条の 5 の 3 に規定するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m²以内のもの</p> <p>(5) 保育所</p> <p>(6) 公衆浴場</p> <p>(7) 診療所又は病院</p> <p>(8) 自動車車庫</p> <p>(9) 工場</p> <p>(10) ガソリンスタンド又は水素スタンド</p> <p>(11) 地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物</p> <p>(12) 公益上必要な建築物（建築基準法施行令第 130 条の 4 第 1 号、第 3 号から第 5 号及び第 130 条の 5 の 4 に規定するものを除く。）</p> <p>(13) 運動施設（ゴルフ練習場又はパッティング練習場を除く。）</p> <p>(14) 住宅（長屋を含む。）</p> <p>(15) 兼用住宅（建築基準法施行令第 130 条の 3 に規定するものに限る。）</p> <p>(16) カラオケボックスその他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m²以内のもの</p> <p>(17) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(18) 創劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>(19) 寄宿舎又は下宿</p> <p>(20) 事務所</p>	

地 区 画	地区 の 区 分	地区の 名称	研究施設 A 地区	研究施設 B 地区	交流施設地区
		地区の 面積	約 49.9ha	約 17.8ha	約 21.8ha
整 備 計 画	建 築 物 等 に 建 築 物 等 の 用 途 の 制 限 関 す る 事 項	<p>次の各号に掲げる建築物及びこれらに附属する建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 研究所又は研修所</p> <p>(2) 学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するものに限る。）</p> <p>(3) 会議場又は集会場</p> <p>(4) 店舗又は飲食店のうち建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 130 条の 5 の 3 に規定するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m²以内のもの</p> <p>(5) 保育所</p> <p>(6) 公衆浴場</p> <p>(7) 診療所又は病院</p> <p>(8) 自動車車庫</p> <p>(9) 工場</p> <p>(10) ガソリンスタンド又は水素スタンド</p> <p>(11) 地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物</p> <p>(12) 公益上必要な建築物（建築基準法施行令第 130 条の 4 第 1 号、第 3 号から第 5 号及び第 130 条の 5 の 4 に規定するものを除く。）</p> <p>(13) 運動施設（ゴルフ練習場又はパッティング練習場を除く。）</p> <p>(14) 住宅（長屋を含む。）</p> <p>(15) 兼用住宅（建築基準法施行令第 130 条の 3 に規定するものに限る。）</p> <p>(16) カラオケボックスその他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m²以内のもの</p> <p>(17) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(18) 創劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>(19) 寄宿舎又は下宿</p> <p>(20) 事務所</p>	<p>次の各号に掲げる建築物及びこれらに附属する建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 研究所又は研修所</p> <p>(2) 学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するものに限る。）</p> <p>(3) 会議場又は集会場</p> <p>(4) 店舗又は飲食店のうち建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 130 条の 5 の 3 に規定するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m²以内のもの</p> <p>(5) 保育所</p> <p>(6) 公衆浴場</p> <p>(7) 診療所又は病院</p> <p>(8) 自動車車庫</p> <p>(9) 工場</p> <p>(10) ガソリンスタンド又は水素スタンド</p> <p>(11) 地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物</p> <p>(12) 公益上必要な建築物（建築基準法施行令第 130 条の 4 第 1 号、第 3 号から第 5 号及び第 130 条の 5 の 4 に規定するものを除く。）</p> <p>(13) 運動施設（ゴルフ練習場又はパッティング練習場を除く。）</p> <p>(14) 住宅（長屋を含む。）</p> <p>(15) 兼用住宅（建築基準法施行令第 130 条の 3 に規定するものに限る。）</p> <p>(16) カラオケボックスその他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m²以内のもの</p> <p>(17) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(18) 創劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>(19) 寄宿舎又は下宿</p> <p>(20) 事務所</p>		

(新)

(旧)

地 区 物 等 整 に 關 備 す る 計 事 項 画	建 築 物 等 に 關 備 す る 計 事 項 画	(17) 図書館、博物館、美術館、公民館又は集会所 (18) 公衆浴場 (19) 保育所 (20) 倉庫業を営む倉庫 (21) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する幼保連携型認定こども園	(17) ホテル又は旅館 (18) 寄宿舎又は下宿 (19) 畜舎 (20) 倉庫業を営む倉庫でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000m ² 以内のもの (21) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する幼保連携型認定こども園	(19) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの
		建築物の敷地面積の最低限度 1,000m ² ただし、店舗、飲食店又は事務所の用途に供する建築物の敷地については、300m ²	300m ² ただし、住宅（長屋を除く。）の用途に供する建築物の敷地については、165m ²	
		ただし、地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物及び公益上必要な建築物（建築基準法施行令第130条の4第1号、第3号から第5号及び第130条の5の4に規定するものに限る。）については、この限りでない。		
		建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から道路境界線までの距離は、次の各号に掲げる距離以上とする。 (1) 幅員12m以上の道路に面する部分は5m (2) 幅員9m以上の道路に面する部分は2.5m (3) 前号以外の道路に面する部分は2m	(1) 外壁等の面から道路境界線までの距離は、次に掲げる距離以上とする。 イ 幅員12m以上の道路に面する部分は5m ロ 幅員12m未満の道路に面する部分は1.5m (2) 外壁等の面から隣地境界線までの距離は、幅員12m未満の道路に接する敷地については、1m以上とする。 (3) 前2号の規定にかかわらず、幅員12m未満の道路に面する外壁等の面から道路境界線までの距離の部分又は幅員12m未満の道路に接する敷地における外壁等の面から隣地境界線までの距離の部分のうち、外壁等の後退距離の限度に満たない距離にある建築物、又は建築物の部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 イ 道路境界線に面する外壁等の中線の長さの合計が、敷地が接する道路の面数に3mを乗じたものの以下で、かつ、当該外壁等の道路境界線からの後退距離が1m以上であるもの ロ 物置その他これに類する用途に供する附属建築物で、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5m以内であるもの ハ 附属建築物の自動車庫で、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が10m以内であるもの	建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から道路境界線までの距離は、次に掲げる距離以上とする。 (1) 幅員12m以上の道路に面する部分は5m (2) 幅員9m以上の道路に面する部分は2.5m (3) 前号以外の道路に面する部分は2m
		ただし、建築物の敷地面積の最低限度に掲げた敷地面積に満たない地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物及び公益上必要な建築物（建築基準法施行令第130条の4第1号、第3号から第5号及び第130条の5の4に規定するものに限る。）については、この限りでない。		建築物の敷地面積の最低限度に掲げた敷地面積に満たない地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物及び公益上必要な建築物（建築基準法施行令第130条の4第1号、第3号から第5号及び第130条の5の4に規定するものに限る。）については、この限りでない。
		建築物等の高さの最高限度 地盤面から31mとする。	地盤面から15mとする。	地盤面から31mとする。

地 区 物 等 整 に 關 備 す る 計 事 項 画	建 築 物 等 に 關 備 す る 計 事 項 画	(17) 図書館、博物館、美術館、公民館又は集会所 (18) 公衆浴場 (19) 保育所 (20) 倉庫業を営む倉庫 (21) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する幼保連携型認定こども園	(17) ホテル又は旅館 (18) 寄宿舎又は下宿 (19) 畜舎 (20) 倉庫業を営む倉庫でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000m ² 以内のもの (21) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する幼保連携型認定こども園	(19) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの
		建築物の敷地面積の最低限度 1,000m ² ただし、店舗、飲食店又は事務所の用途に供する建築物の敷地については、300m ²	300m ² ただし、住宅（長屋を除く。）の用途に供する建築物の敷地については、165m ²	300m ² ただし、住宅（長屋を除く。）の用途に供する建築物の敷地については、165m ²
壁面の位置の制限	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から道路境界線までの距離は、次の各号に掲げる距離以上とする。 (1) 幅員12m以上の道路に面する部分は5m (2) 幅員9m以上の道路に面する部分は2.5m (3) 前号以外の道路に面する部分は2m	(1) 外壁等の面から道路境界線までの距離は、次に掲げる距離以上とする。 イ 幅員12m以上の道路に面する部分は5m ロ 幅員12m未満の道路に面する部分は1.5m (2) 外壁等の面から隣地境界線までの距離は、幅員12m未満の道路に接する敷地については、1m以上とする。 (3) 前2号の規定にかかわらず、幅員12m未満の道路に面する外壁等の面から道路境界線までの距離の部分又は幅員12m未満の道路に接する敷地における外壁等の面から隣地境界線までの距離の部分のうち、外壁等の後退距離の限度に満たない距離にある建築物、又は建築物の部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 イ 道路境界線に面する外壁等の中線の長さの合計が、敷地が接する道路の面数に3mを乗じたものの以下で、かつ、当該外壁等の道路境界線からの後退距離が1m以上であるもの ロ 物置その他これに類する用途に供する附属建築物で、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5m以内であるもの ハ 附属建築物の自動車庫で、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が10m以内であるもの	(1) 外壁等の面から道路境界線までの距離は、次に掲げる距離以上とする。 (1) 幅員12m以上の道路に面する部分は5m (2) 幅員9m以上の道路に面する部分は2.5m (3) 前号以外の道路に面する部分は2m
建築物等の高さの最高限度 地盤面から31mとする。	建築物等の高さの最高限度 地盤面から15mとする。	ただし、建築物の敷地面積の最低限度に掲げた敷地面積に満たない地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物及び公益上必要な建築物（建築基準法施行令第130条の4第1号、第3号から第5号及び第130条の5の4に規定するものに限る。）については、この限りでない。	ただし、建築物の敷地面積の最低限度に掲げた敷地面積に満たない地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物及び公益上必要な建築物（建築基準法施行令第130条の4第1号、第3号から第5号及び第130条の5の4に規定するものに限る。）については、この限りでない。	地盤面から31mとする。

(新)

地 区	建 築 物 等 に 整 備 す る 計 画	工作物の設置の制限	傾斜地又は擁壁面に張り出した形態の架台その他これに類するものは、設けてはならない。
		<u>塙又はさくの構造の制限</u>	<p>建築物に附属するへい又は門（門柱は除く。以下「へい等」という。）で道路に面するものは、網状その他これに類する形状で高さが2m以下であるもの又は生垣とする。</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 公園、運動場その他これらの周囲に設けるへい等で、網状その他これに類する形状としたもの (2) 危険物の貯蔵又は処理に供するものの周囲に設けるへい等で、当該施設の設置に関する法令等でその設置が義務付けられているもの (3) 壁面の位置の制限に掲げた距離以上後退した位置に設けるへい等で、当該後退部分（出入口部分を除く。）に植栽等を施したもの (4) ごみ集積場の周囲に設けるもの

「区域及び地区の区分の配置は、計画図表示のとおり」

(旧)

地 区	建 築 物 等 に 整 備 す る 計 画	工作物の設置の制限	傾斜地又は擁壁面に張り出した形態の架台その他これに類するものは、設けてはならない。
		<u>かき又はさくの構造の制限</u>	<p>建築物に附属するへい又は門（門柱は除く。以下「へい等」という。）で道路に面するものは、網状その他これに類する形状で高さが2m以下であるもの又は生垣とする。</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 公園、運動場その他これらの周囲に設けるへい等で、網状その他これに類する形状としたもの (2) 危険物の貯蔵又は処理に供するものの周囲に設けるへい等で、当該施設の設置に関する法令等でその設置が義務付けられているもの (3) 壁面の位置の制限に掲げた距離以上後退した位置に設けるへい等で、当該後退部分（出入口部分を除く。）に植栽等を施したもの (4) ごみ集積場の周囲に設けるもの

「区域及び地区の区分の配置は、計画図表示のとおり」

(新)

横須賀都市計画地区計画の変更（横須賀市決定）都市計画佐原2丁目地区地区計画を次のように変更する。

名 称	佐原2丁目地区地区計画
位 置	横須賀市佐原2丁目
面 積	約17.7ha
区 域 の 整 備	<p>地区計画の目標</p> <p>佐原2丁目地区は本市の南部地域、横浜横須賀道路佐原インターチェンジの北東約0.5kmに位置し、都市計画道路安浦下浦線、久里浜田浦線等の地域幹線道路網が整備されている工業地の一画に存している地区である。 当地区は、工業地における工場跡地とこれに連たんする一体の区域を土地利用の転換及び有効活用により、都市環境の整備・改善及び都市機能の増進を図ることを基本方針に、地区計画において教育・商業・業務等の諸機能を有する良好な市街地環境の形成を図ることを目標とする。</p>
開 発	<p>再開発等促進区の土地利用に関する基本方針</p> <p>1 地区全体を再開発等促進区に定め、当該地区内に道路、公園等の公共施設を適正な配置及び規模で整備のうえ、周辺の工業地と調和した良好な市街地環境の形成を図り、効率的かつ合理的な土地利用を計画誘導する。 2 地区全体を2地区に区分し、次のように土地利用転換を計画誘導する。 (1) 文教施設地区 主に学校、近隣住民又は地区住民の利便に寄与する都市公園から構成される街区に土地利用転換する。なお、本地区は、教育の多様化や高齢化社会の到来に対応した社会福祉、地域コミュニティ及び災害時における広域避難地の諸機能をも併せ持つものとする。 (2) 商業・業務施設地区 地域幹線道路沿道に位置する立地特性を生かし、商業・業務・住宅・生活支援等の諸機能を有する複合型の商業、業務等の街区に土地利用転換する。なお、周辺道路に著しい交通量の負荷や周辺環境に悪化を及ぼすおそれのある施設は、立地を制限するものとする。</p>
及 び 保	<p>公共施設等の整備の方針</p> <p>1 文教施設地区には、近隣住民又は地区住民の利便に寄与する都市公園及び地区内の交通利便に寄与する骨格的道路を適正な位置及び規模で整備する。 2 商業・業務施設地区の交通利便や適正な土地利用を目指し、都市計画道路安浦下浦線と久里浜田浦線を繋ぐルートに区画道路を適正な位置及び規模で整備する。 3 地区内の歩行者ネットワークの形成を目指し、学校や都市公園を繋ぐルートに歩行者等専用道路を適正な位置及び規模で整備する。</p>
全 の 方 针	<p>建築物等の整備の方針</p> <p>1 地区の区分ごとに建築物の用途、敷地面積の最低限度、建築物の高さの最高限度等を定め、次のように建築物等の整備を誘導するとともに、整備後の維持を図る。 (1) 文教施設地区 学校、都市公園施設、社会福祉施設、公益上必要な建築物及びこれらの支援施設の整備を計画誘導するものとし、これら以外の施設の建築を制限するものとする。 (2) 商業・業務施設地区 隣接する文教施設地区と調和した店舗、事務所、工場、生活利便施設、公益上必要な建築物等のほか、周辺環境に配慮した良質な共同住宅等の整備を計画誘導するものとし、周辺の市街地環境や道路交通に著しい障害を</p>

(旧)

横須賀都市計画地区計画の決定（横須賀市決定）都市計画佐原2丁目地区地区計画を次のように決定する。

名 称	佐原2丁目地区地区計画
位 置	横須賀市佐原2丁目
面 積	約17.7ha
区 域 の 整 備	<p>地区計画の目標</p> <p>佐原2丁目地区は本市の南部地域、横浜横須賀道路佐原インターチェンジの北東約0.5kmに位置し、都市計画道路安浦下浦線、久里浜田浦線等の地域幹線道路網が整備されている工業地の一画に存している地区である。 当地区は、工業地における工場跡地とこれに連たんする一体の区域を土地利用の転換及び有効活用により、都市環境の整備・改善及び都市機能の増進を図ることを基本方針に、地区計画において教育・商業・業務等の諸機能を有する良好な市街地環境の形成を図ることを目標とする。</p>
開 発	<p>再開発等促進区の土地利用に関する基本方針</p> <p>1 地区全体を再開発等促進区に定め、当該地区内に道路、公園等の公共施設を適正な配置及び規模で整備のうえ、周辺の工業地と調和した良好な市街地環境の形成を図り、効率的かつ合理的な土地利用を計画誘導する。 2 地区全体を2地区に区分し、次のように土地利用転換を計画誘導する。 (1) 文教施設地区 主に学校、近隣住民又は地区住民の利便に寄与する都市公園から構成される街区に土地利用転換する。なお、本地区は、教育の多様化や高齢化社会の到来に対応した社会福祉、地域コミュニティ及び災害時における広域避難地の諸機能をも併せ持つものとする。 (2) 商業・業務施設地区 地域幹線道路沿道に位置する立地特性を生かし、商業・業務・住宅・生活支援等の諸機能を有する複合型の商業、業務等の街区に土地利用転換する。なお、周辺道路に著しい交通量の負荷や周辺環境に悪化を及ぼすおそれのある施設は、立地を制限するものとする。</p>
及 び 保	<p>公共施設等の整備の方針</p> <p>1 文教施設地区には、近隣住民又は地区住民の利便に寄与する都市公園及び地区内の交通利便に寄与する骨格的道路を適正な位置及び規模で整備する。 2 商業・業務施設地区の交通利便や適正な土地利用を目指し、都市計画道路安浦下浦線と久里浜田浦線を繋ぐルートに区画道路を適正な位置及び規模で整備する。 3 地区内の歩行者ネットワークの形成を目指し、学校や都市公園を繋ぐルートに歩行者等専用道路を適正な位置及び規模で整備する。</p>
全 の 方 针	<p>建築物等の整備の方針</p> <p>1 地区の区分ごとに建築物の用途、敷地面積の最低限度、建築物の高さの最高限度等を定め、次のように建築物等の整備を誘導するとともに、整備後の維持を図る。 (1) 文教施設地区 学校、都市公園施設、社会福祉施設、公益上必要な建築物及びこれらの支援施設の整備を計画誘導するものとし、これら以外の施設の建築を制限するものとする。 (2) 商業・業務施設地区 隣接する文教施設地区と調和した店舗、事務所、工場、生活利便施設、公益上必要な建築物等のほか、周辺環境に配慮した良質な共同住宅等の整備を計画誘導するものとし、周辺の市街地環境や道路交通に著しい障害を</p>

新旧対照表